

# 令和7年度介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援助成金交付要領

## (趣旨)

**第1条** 一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会の交付する令和7年度介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援助成金（以下「助成金」という。）については、令和7年度介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

## (交付の目的等)

**第2条** 助成金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

助成金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	助成額	交付の相手方
令和7年度介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援助成金	物価高騰の影響を受けている介護施設等を支援することにより、高齢者福祉サービスの安定的な提供の継続を図る。	令和7（2025）年12月1日時点において、栃木県内に所在する介護施設等の光熱水費（電気代、燃料代、ガス代、水道代）、自動車の燃料代及び食材料費に要する経費	定額 ただし別表Iに掲げる基準額、別表IIに掲げる上限額及び別表IIIに掲げる基準額の範囲内	県内に所在する別表I、別表II及び別表IIIに掲げる介護施設等を運営する者

## (交付の申請等)

**第3条** 助成金の交付を受けようとする者が実施要領第5条第1号、第6号及び第10号の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和7年度介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援助成金交付申請書（実績報告書兼請求書）	別記様式第1	1	申請施設等一覧表（光熱水費） 申請車両等一覧表 申請施設等一覧表（食材料費）	別紙様式1 別紙様式2 別記様式3	1	令和8年2月28日

## (交付の条件)

**第4条** 実施要領第5条第3号の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の対象経費に関して重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 申請は別表I、別表II及び別表IIIに掲げる介護施設等を運営する者が取りまとめ、行うものとする。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（申請車両の自動車検査証の写しを含む）を整理し、並びに当該帳簿及び証拠書類を助成金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

## 附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年1月22日から適用する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

別表 I

介護施設等	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額
	訪問介護	
	訪問入浴介護	
	訪問リハビリテーション	
	福祉用具貸与	
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	1 事業所につき24,000円 ※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	夜間対応型訪問介護	12,000円
	居宅介護支援	
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	1 事業所につき72,000円 ※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	地域密着型通所介護	36,000円
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	複合型サービス	
	特定施設入居者生活介護	
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	入所定員1人につき8,000円 ※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	認知症対応型共同生活介護	4,000円
	地域密着型介護老人福祉施設	
	軽費老人ホーム	
	養護老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	サービス付き高齢者向け住宅	

## 【備考】

- ※ 次の介護施設等は対象外とする。
- ・令和7（2025）年度分の介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く。）
  - ・令和8（2026）年1月1日以降にサービスを開始する介護施設等
  - ・介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局
  - ・国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等
  - ・交付決定までに休止又は廃止する介護施設等

別表Ⅱ

介護施設等	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額 (円/台)	上限額 (円)
	訪問介護	8,000	48,000
	訪問入浴介護	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	訪問リハビリテーション		
	定期巡回随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	居宅介護支援	2,000	12,000
	通所介護	12,000	48,000
	通所リハビリテーション	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	複合型サービス	3,000	12,000
	短期入所生活介護		
	短期入所療養介護		
	特定施設入居者生活介護		
	介護老人福祉施設	8,000	24,000
	介護老人保健施設	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等	※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等
	介護医療院		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設		
	軽費老人ホーム	2,000	6,000
	養護老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅		

## 【備考】

※ 次の介護施設等は対象外とする。

- ・令和7（2025）年度分の介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く。）
- ・令和8（2026）年1月1日以降にサービスを開始する介護施設等
- ・介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局
- ・国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等
- ・交付決定までに休止又は廃止する介護施設等

別表III

介護施設等	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額
	通所介護	利用定員 1 人につき6,900円 〔※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等 3,300円〕
	通所リハビリテーション	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	複合型サービス	
	特定施設入居者生活介護	入所定員 1 人につき20,900円 〔※令和7年10月～令和7年12月に指定された施設等 10,000円〕
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設	
	軽費老人ホーム	
	養護老人ホーム	10,000円
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	

【備考】

※ 次の介護施設等は対象外とする。

- ・令和7 (2025) 年度分の介護報酬請求実績のない介護施設等 (養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。)
- ・令和8 (2026) 年1月1日以降にサービスを開始する介護施設等
- ・介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局
- ・国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等
- ・交付決定までに休止又は廃止する介護施設等